

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成30年9月11日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 2時58分

出席者 委 員 委員長 青 木 一 男  
森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 小久保 かおる  
氏 家 晃 千 葉 正 弘 中 島 克 訓  
議 長 大阿久 岩 人  
傍 聴 者 浅 野 貴 之 川 上 均 古 沢 ちい子  
内 海 成 和 入 野 登志子 白 石 幹 男  
福 富 善 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫  
小 堀 良 江 福 田 裕 司

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦  
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道路河川整備課長	河田正雄
土木管理課長	福田健治
道路河川維持課長	田中修
公園緑地課長	菊池照見
都市計画課長	深津悟
市街地整備課長	石塚昌平
住宅課長	大野和久
建築課長	柿沼宏和
企業経営課長	出井均
参事兼下水道建設課長	坂田知司

平成30年第4回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成30年9月11日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 認定第 2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第 7号 平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第3 認定第 8号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第4 認定第10号 平成29年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（青木一男君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（青木一男君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、9月19日開催の常任委員会でのスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いしたいというものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄の金額の読み上げを省略いたしまして、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査については、9月19日開催の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎認定第2号の上程、説明

○委員長（青木一男君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。なお、説明は座ったままで結構です。

柿沼建築課長。

○建築課長（柿沼宏和君） それでは、よろしく願いいたします。平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分につきましてご説明いたします。

192、193ページをお開きください。2款1項5目についてご説明いたします。198、199ページをお開きください。備考欄上から2事業目の旧栃木中央小学校施設管理費につきましては、施設管理にかかわる光熱水費及び旧栃木中央小学校機械警備業務等施設管理に係る委託料が主なものであります。

1事業飛びまして、長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物の保全情報システム利用料であります。

続きまして、206、207ページをお開きください。2款1項14目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄下から6事業目のつがの里活性化事業費につきましては、つがの里公園内の環境を充実させ、さらなるにぎわいを演出することにより都賀地域の活性化を図るもので、ガーデンベンチ、テーブルの設置工事費及びハス池のハス再生工事費であります。

次の市の花「アジサイ」が咲き誇るまちなみ形成事業費につきましては、太平山にアジサイを植栽し、観光地としての魅力を増進させることにより、さらなるにぎわいを創出することで地域の活性化を図るもので、太平山あじさい坂及び謙信平等におけるアジサイ植栽委託料であります。

次の花と緑のまちづくり事業費につきましては、公園の美化、環境改善を図ることにより、地域における世代間交流を促進する場として整備するもので、駅前公園ほか2公園における樹木剪定及びなかよし公園における草花を植えるための植栽整備等の樹木管理等委託料であります。

次の西方ふれあいパーク花の滝整備事業費につきましては、西方ふれあいパークの花の滝を再生し、公園の魅力を増進させることにより来園者を増やし、さらなるにぎわいを創出することにより地域の活性化を図るもので、花の滝内の除草、獣害防止柵設置等の樹木管理委託料であります。

続きまして、260、261ページをお開きください。4款1項3目についてご説明いたします。備考欄2行目の水道事業会計補助金につきましては、水道事業職員の児童手当に対する繰出金が主なものであります。

次のページをお開きください。4款1項5目についてご説明いたします。次のページをお開きください。上から3行目の合併処理浄化槽設置補助事業費につきましては、公共下水道認可区域外及び農業集落排水区域外で専用住宅に合併浄化槽を設置しようとする者からの申請に基づき、設置費用の一部を助成するものであります。また、浄化槽を設置しようとする者で放流先がなく、敷地内処理装置をあわせて設置するものや単独浄化槽を撤去して合併処理浄化槽へ切りかえを行うものに対し、その設置費用や除去費用の一部を補助するものであります。

続きまして、278、279ページをお開きください。6款1項5目についてご説明いたします。備考欄2行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、一般会計から農業集落排水特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、300、301ページをお開きください。8款1項1目についてご説明いたします。備考欄1行目の8款2項3目への流用につきましては、道路河川整備課一般経常事務費から市道各号線道路改良事業費の器具購入費への流用であります。

3事業飛びまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨により被災を受けた西方町真名子地内における民有地の法面の崩壊対策のため、県が事業を施行する費用の一部を負担するものであり、調査設計費等に対する負担金であります。

続きまして、2目についてご説明いたします。備考欄1行目の狭あい道路整備補助金につきましては、建築確認申請を提出する際の狭あい道路拡幅整備に伴う分筆測量費用及び塀等工作物の撤去費用に対する補助金であります。

次の建築指導事業費につきましては、建築確認共用データベース利用料、木造住宅耐震診断補助金及び耐震改修費等補助金であります。

次のページをお開きください。建築確認台帳等電子化事業につきましては、アスベスト対策にか

かわる既存建築物の建築計画概要書等の電子データ作成業務委託料であります。

続きまして、2項1目についてご説明いたします。備考欄4行目の道路台帳整備委託費につきましては、道路改良工事を実施した箇所等の道路台帳補正や境界協定書等の道路管理データ作成の業務委託料であります。

1事業飛びまして、土木管理課専用自動車購入事業費につきましては、老朽化した公用車の買い替えによる備品購入費が主なものであります。

続きまして、2項2目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、市道維持管理費の需用費、消耗品費への充用であります。

次に、1事業飛びまして、市道維持管理費につきましては、側溝清掃や草刈り等の道路補修作業員延べ981人分の賃金、自治会等において道路清掃等を実施した団体に対する道路愛護作業員報償金、市道等において市の過失により発生した事故に対して被害者への賠償のための道路賠償責任保険料及び道路等のアダプト制度に登録したボランティア団体の清掃活動に対する傷害保険料、樹木管理業務、新栃木駅、栃木駅の連絡通路や駅前広場の清掃業務等の道路管理等委託料、市内各所におけるアンダーパスポンプ場の管理委託料、市道補修用資材費及び交通安全施設補修用資材費が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費につきましては、万町地内市道1034号線の側溝打替工事費及び大平町富田地内市道2089号線舗装補修工事であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、交通の安全を確保するため区画線設置や転落防止柵設置工事等の工事費のほか、本町地内ほか6カ所の交差点びょう設置工事費であります。

次の通学路安全施設整備事業につきましては、市内通学路の安全を確保するため、入舟町地内市道11166号線の薄層カラー舗装工事費、藤岡町赤麻地内市道1073号線の薄層カラー舗装工事のほか、区画線設置等の工事費が主なものであります。

次の舗装修繕事業費につきましては、都賀町家中地内市道1001号線の舗装修繕工事費であります。

次の道路附属物点検事業費につきましては、道路附属物点検業務委託料及び惣社町地内惣社歩道橋修繕工事であります。

次に、1事業飛びまして、市道維持補修用自動車購入費につきましては、市道維持補修作業用2トントラック及び軽トラックの購入費が主なものであります。

次の土木施設管理事業費につきましては、法定外公共物の譲与申請に必要な譲与図などの作成委託料が主なものであります。

○委員長（青木一男君） 河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 続きまして、3目についてご説明いたします。

備考欄 1 行目の 8 款 1 項 1 目からの流用につきましては、道路河川整備課一般経常事務費から市道各号線道路改良事業費の器具購入費への流用であります。

次のページをお開きください。備考欄 1 行目の 8 款 2 項 5 目への流用につきましては、市道1014号線道路改良事業費（都賀家中）から市道22268号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費（大平西水代）の負担金補助及び交付金への流用であります。

次に、3 事業飛びまして、市道各号線道路改良事業費につきましては、岩舟町静和地内市道62100号線等の測量設計等委託料、西方町金崎地内市道53022号線等の用地測量業務委託料、大宮町地内市道13474号線等の市道拡幅等工事費、都賀町家中地内市道43101号線等の用地購入費が主なものであります。

次の13249（C268）号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、測量設計等委託料であります。

次の市道2065（209）号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、延長41.1メートルの取付道路の市道拡幅工事費、道路用地80.1平方メートルの用地購入費、市道工作物等 1 件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道43402（C13）号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、道路用地736.9平方メートルの用地購入費であります。

次の市道1024（114）号線道路改良事業費（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）につきましては、交差する市道1021号線の延長67メートル、幅員 7 メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道11156（A 1）号線交通安全施設整備事業費（栃木入舟町）につきましては、道路用地288.55平方メートルの用地購入費、支障建物等 1 件の物件移転等補償金であります。

次に、2 事業飛びまして、市道1061（O527）号線歩道整備事業費（大平新）につきましては、延長247.7メートル、幅員2.5メートルの歩道整備工事費であります。

次のページをお開きください。1 行目の市道13349（C386）号線道路改良事業費（栃木川原田町）につきましては、道路用地44.35平方メートルの用地購入費であります。

次の市道2126・31044（F21・1—120）号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、支障工作物等 1 件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道31091（F 1—98）号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、延長61.1メートル、幅員 6 メートルの市道拡幅工事費、道路用地85.59平方メートルの用地購入費、支障工作物等 2 件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の道普請事業費につきましては、惣社町地内市道13301号線外 1 路線の測量設計等委託料及び小野口町地内市道14313号線の舗装材支給に対する原材料購入費であります。

次の市道23037（O16）号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、支障工作物等 2 件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道1030（107）号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内町1丁目）につきましては、延長41メートル、歩道幅員2メートルの交通安全施設工事費、道路用地113.95平方メートルの用地購入費、支障工作物等の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道43386（T①-247）号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、建物等調査算定委託料及び支障工作物2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道43287（T①-208）号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、延長22.9メートル、幅員5.6メートルの市道拡幅工事費、道路用地107.45平方メートルの用地購入費、支障工作物等7件の物件移転等補償金であります。

次の市道43253（T②-442）号線外道路改良事業費（都賀家中）につきましては、延長230メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費、道路用地230.9平方メートルの用地購入費、支障工作物等4件の物件移転等補償金であります。

次のページをお開きください。2事業飛びまして、市道51023（N3303）号線道路改良事業費（西方真名子）につきましては、延長133.7メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費及び支障工作物2件の物件移転等補償金であります。

次の市道14239（D23）号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、延長90メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費及び支障工作物等3件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道52026（N3159）号線側溝整備事業費（西方金崎）につきましては、延長82.7メートル、幅員1.8メートルの側溝整備工事費であります。

次の市道22024（O78）号線道路改良事業費（大平下高島）につきましては、現道との交差点協議のための測量設計等委託料であります。

次の市道2083（O159）号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、延長120.4メートル、幅員2.1メートルの歩道整備工事費であります。

次の市道62102（I192）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、延長84.4メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道62219（I299）号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、延長79メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道61268・61262・61251（I94・134・135）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、用地調査のための測量設計等委託料であります。

次の市道2099（I388）号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、道路用地90.86平方メートルの用地購入費及び支障工作物等1件の物件移転等補償金であります。

次に、1事業飛びまして、市道11178号線道路改良事業費（栃木入舟町・祝町）につきましては、延長213.5メートル、幅員9.5メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道1005（N3160）号線道路改良事業費（西方町本城・金崎）についてですが、次のページをお開きください。延長154.5メートル、幅員9.75メートルの市道拡幅工事費及び道路用地237.45平方メートルの用地購入費であります。

○委員長（青木一男君） 田中道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（田中 修君） 続きまして、4目についてご説明いたします。

備考欄1行目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、箱森町地内の清水川橋修繕工事費及び神田町地内の無名橋8修繕工事が主なものであります。

続きまして、5目についてご説明いたします。1行目の8款2項3目からの流用につきましては、道路新設改良費の市道1014（T2）号線道路改良事業費（都賀家中）から市道22268（O430）号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費（大平西水代）の負担金補助及び交付金への流用を行ったものでございます。

次の市道2042（233）号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、右岸側の橋台と護岸の橋りょう整備工事費及び支障工作物等2件の市道拡幅物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道22268（O430）号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費（大平西水代）につきましては、県が施工する1級河川永野川河川改修に伴う堀ノ内橋架け替え工事に対する県への負担金であります。

続きまして、3項1目についてご説明いたします。備考欄1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、台風18号の大雨に対応するため、永野川に排水ポンプ4カ所を設置する必要が生じたため、河川維持管理費委託料への充用を行ったものであります。

次に、1事業飛びまして、河川総務事務費につきましては、河川愛護会運営費補助金が主なものであります。

次の河川維持補修事業費につきましては、平井町地内の平井川護岸かさ上げ工事のほか4件の河川維持工事費及び泉町地内ぬかり沼川ほか1件の河川土砂等除去工事費が主なものであります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しております浄化施設の電気代及び浄化施設の維持管理業務委託料であります。

次のページをお開きください。調整池等管理費につきましては、箱森町地内箱森東公園調整池ほか9件の調整池管理業務委託料であります。

次の河川水路清掃事業費につきましては、市内水路の清掃作業員延べ621人分の賃金や菌部町2丁目地内ほか7件の水路等の除草や清掃及び土砂の除去処分などの清掃業務等委託料が主なものであります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、渡良瀬遊水地周囲の12カ所の樋管管理委託料が主なものであります。

次の河川維持管理費につきましては、菌部町地内ほかの排水ポンプ設置等業務委託料及び大平町西水代、富田地内ほか2カ所の排水路除草清掃等業務委託料であります。

次の雨水貯留・浸透施設設置補助事業費につきましては、雨水の有効利用や流出抑制を目的とし、専用住宅に雨水タンク及び雨水浸透ますを設置しようとする者に対し、補助金を交付したものでございます。

続きまして、2目についてご説明いたします。備考欄1行目の河川整備事務費につきましては、治水及び河川改修事業関係の各種同盟会への負担金が主なものであります。

次の河川改修事業費につきましては、沼和田町周辺の柚井木川流域雨水排水基本計画策定業務委託料であります。

次の排水路整備事業費につきましては、本町地内杳冷川の延長9メートルの護岸整備工事費、小平町地内長沼川の延長39.5メートルの護岸整備工事費及び平柳町1丁目地内延長134メートルの排水路の河床整備工事費が主なものであります。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、県が施工する合戦場地内の主要地方道宇都宮亀和田栃木線沿線の地域排水を合流するための建設費用に対する県への負担金であります。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、清水川の支川である箱森町地内館野川の延長43.5メートルの河川改修工事費であります。

次の赤淵川排水路整備事業費につきましては、今泉町1・2丁目、大宮町、仲仕上町、藤田町地内の赤淵川流域排水路全体計画策定業務委託料であります。

次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、藤岡町赤麻地内の市道1073号線道路改良事業の排水処理に伴う延長21メートルの排水路整備工事であります。

次の主要地方道桐生岩舟線地域排水整備事業費（岩舟静）につきましては、県が施工する岩舟町静地内の県道桐生岩舟線沿線の地域排水を合流するための建設費用に対する県への負担金であります。

次の藤岡地域都賀地内流末排水路整備事業費につきましては、藤岡町都賀地内の流末排水整備に伴う路線測量、用地調査業務委託料であります。

○委員長（青木一男君） 深津都市計画課長。

○都市計画課長（深津 悟君） 続きまして、4項1目についてご説明いたします。

備考欄2行目の都市計画課一般経常事務費につきましては、都市計画基本図印刷代及び都市計画総括図等の図面修正等委託料などあります。

次の開発指導事業費につきましては、開発許可の事務処理に要した経費であります。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物許可証票の印刷製本費や消耗品などあります。

次に、1事業飛びまして、市街地整備課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品等の経費であります。

続きまして、2目についてご説明いたします。備考欄1行目の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成のための基金運用利子を積み立てたものであります。

次の区画整理事務費につきましては、区画整理関係の事務経理に要した事務用消耗品及び県区画整理連合協議会への負担金などの費用であります。

次に、1事業飛びまして、磯山地区土地区画整理事業費につきましては、地区面積約2.1ヘクタールに係る現況測量及び地区界測量等の業務委託料であります。

次のページをお開きください。続きまして、4目についてご説明いたします。備考欄の下水道特別会計繰出金につきましては、一般会計から下水道特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、5目についてご説明いたします。1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、つがの里管理運営費の工事請負費ほか4件への充用であります。

次に、2事業飛びまして、つがの里管理運営費につきましては、ふるさとセンターの嘱託員報酬、臨時職員賃金、除草や清掃等の公園管理等委託料のほか、遊具等の施設補修工事費などであります。

次の都市公園管理費につきましては、皆川城址公園等の除草のための臨時作業員賃金、栃木地域内の都市公園等の芝生や樹木等の管理のための公園管理等委託料、同地域の浄化槽維持管理等の施設管理等委託料、大平地域内の都市公園等の芝生や樹木等の管理のための公園管理等委託料、藤岡地域の都市公園等の管理のための公園管理等委託料、岩舟地域内の都市公園等の管理のための公園管理等委託料及び第2公園や太平山大曲駐車場等の公園等敷地に係る不動産賃借料のほか、太平山謙信平転落防止柵改修工事費などが主なものであります。

次のページをお開きください。栃木総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の株式会社メディカルフィットネスとちの木への指定管理料であります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、除草やトイレ清掃等の公園管理等委託料が主なものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、高木剪定等の樹木管理等委託料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、皆川城址公園整備事業費につきましては、利便性向上のための配電設備整備工事費が主なものであります。

次の生垣設置奨励補助金につきましては、生け垣を設置した市民に対して交付した補助金であります。

次の大平街区公園等施設改修事業費につきましては、大平運動公園にバスケットゴールを新規に設置した工事費であります。

次の岩舟総合運動公園管理費につきましては、陸上競技場トラックの敷きならし等の補修費及び倒木伐採処理費等の委託料であります。

次に、1事業飛びまして、岩舟総合運動公園管理運営委託費につきましては、岩舟総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の宮ビルサービス・エヌ・エス・リンク共同事業体への指定管理料であります。

次に、1事業飛びまして、太平山遊覧道路桜更新事業費につきましては、太平山遊覧道路の桜更新計画策定及び剪定伐採などの樹木更新等委託料であります。

次の大平運動公園管理費につきましては、公園の芝生や樹木等の管理のための公園管理等委託料が主なものであります。

次の西方運動公園管理費につきましては、除草や清掃等の公園管理等委託料が主なものであります。

○委員長（青木一男君） 菊池公園緑地課長。

○公園緑地課長（菊池照見君） 続きまして、6目についてご説明いたします。

備考欄一番下の街なみ環境修景事業費につきましては、町並み委員会委員に対する報償費や歴史的建造物等の修景に対して交付した補助金などであります。

次のページをお開きください。2事業目、まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、地方都市リノベーション事業に係る事務用消耗品の経費であります。

続きまして、5項1目についてご説明いたします。備考欄上から3行目の改良住宅管理費につきましては、城内町2丁目にあります改良住宅の敷地の賃借料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市営住宅共通管理費につきましては、指定管理者への市営住宅運営管理委託料、大宮市営住宅ほか6住宅の敷地の賃借料、住宅管理のためのOAシステム機器借上料が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅の敷地の賃借料であります。

次に、1事業飛びまして、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、入居件数60件、延べ入居者数584名分に対する家賃補助であります。

次のページをお開きください。2事業目、市営住宅耐震診断事業費につきましては、城内南第2市営住宅1棟の耐震診断業務委託料であります。

次に、2事業飛びまして、住宅課一般経常事務費につきましては、住宅課臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の住宅被災者支援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被災者向け融資を受けた方への利子補給を行うものであります。

次に、1事業飛びまして、先駆的空き家対策モデル事業費につきましては、モデル自治会への空

き家調査委託料が主なものであります。

続きまして、370、371ページをお開きください。11款2項1目についてご説明を申し上げます。備考欄1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、台風21号の被害に対応するために道路橋りょう災害復旧事業費の委託料及び工事請負費への充用であります。

次の道路橋りょう災害復旧事業費につきましては、西方町真名子地内市道1009号線ほか1件の土砂撤去等災害復旧業務委託料及び鍋山地内市道14033号線ほか6件の法面補修等災害復旧工事費であります。

次の道路橋りょう災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成28年度から繰り越しをした柏倉町地内認定外道路橋りょう災害復旧工事費であります。

続きまして、2目についてご説明いたします。備考欄1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、台風21号の被害に対応するための河川災害復旧工事請負費への充用であります。

次の河川災害復旧事業費につきましては、箱森町地内旧赤津川ほか4件の法面補修等災害復旧工事費であります。

以上で一般会計の歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（青木一男君） 福田土木管理課長。

○土木管理課長（福田健治君） 続きまして、所管関係部分の歳入についてご説明申し上げます。

88、89ページをお開きください。13款1項7目1節についてご説明いたします。備考欄1行目の道路事業等敷地使用料につきましては、事業用地内の電柱等の占用による使用料であります。

次の道路管理施設敷地使用料につきましては、道路河川維持課車庫敷地内の電柱占用による使用料であります。

次の道路使用料につきましては、東京電力、N T Tの電柱などの道路占用による使用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、栃木駅の南北連絡通路の広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料につきましては、認定外道路の占用による使用料であります。

次に、2節についてご説明いたします。備考欄の法定外公共物使用料につきましては、市有水路敷を出入り口として占用しているものなどの使用料であります。

次に、3節についてご説明いたします。備考欄1行目の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であります。

次の行政財産使用料につきましては、新大平下駅前第2地区土地区画整理事業地内及び旧栃木中央小学校跡地における電柱敷地使用料であります。

次のページをお開きください。旧大平子どもセンター敷地使用料につきましては、電柱敷地使用

料であります。

次に、4節についてご説明いたします。備考欄1行目の都市公園等占用使用料につきましては、東京電力、N T T電柱等の公園占用使用料であります。

次の公園使用料につきましては、太平山県立自然公園内の飲食店等の土地使用料、その他公園内のイベント等の行為に伴う使用料、つがの里の施設使用料が主なものであります。

次に、5節についてご説明いたします。備考欄1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅17団地、838戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地、19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地、344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、平柳団地と川原田団地にあります特定公共賃貸住宅30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅駐車場44台分の使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、栃木地域の市営住宅敷地内に設置されております電柱等の占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成28年度以前の市営住宅使用料49名分であります。

次の改良住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成28年度以前の改良住宅使用料2名分であります。

次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、平成28年度以前の市営住宅駐車場使用料9名分であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成28年度以前の特定公共賃貸住宅使用料1名分であります。

続きまして、104、105ページをお開きください。2項6目1節についてご説明いたします。備考欄1行目の確認申請等手数料につきましては、建築確認申請等798件分に係る手数料であります。

次の優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅建築等計画認定申請138件分に係る手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築等の計画認定申請5件分に係る手数料であります。

次のページをお開きください。建築物省エネ認定等手数料につきましては、建築物省エネ計画認定申請4件分に係る手数料であります。

次に、2節についてご説明いたします。備考欄の道路台帳閲覧等手数料につきましては、道路台

帳等閲覧申請2,085件分の手数料であります。

次に、3節についてご説明いたします。備考欄1行目の都市計画関係証明手数料につきましては、市内の用途地域などの証明24件分の証明手数料であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発許可申請などの326件分の申請手数料であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、壁面広告物や敷地内広告板などの許可申請190件分の申請手数料であります。

○委員長（青木一男君） 石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（石塚昌平君） 続きまして、112、113ページをお開きください。

14款2項3目1節についてご説明いたします。備考欄上から3行目の污水处理施設整備交付金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業に対する交付金であります。

次に、4目1節についてご説明いたします。備考欄1行目の防災・安全交付金につきましては、平成28年度から繰り越しして実施した市道11156号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）、市道23051（1037）号線道路改良事業（大平下皆川）、市道1055号線道路改良事業（岩舟静）、市道2042号線（永宮橋）橋りょう整備事業（栃木野中町）、市道1061号線歩道整備事業（大平新）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の防災・安全交付金の地域におけるインフラ再構築及び生活空間の安全確保につきましては、平成29年度の交付分として実施した市道1024号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）、市道2065号線道路改良事業（栃木平井町）、道路付属物点検事業、舗装修繕事業に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次のページをお開きください。社会資本整備総合交付金の快適な社会基盤整備につきましては、平成28年度から繰り越しして実施した市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の防災・安全交付金の子どもたちの安全を確保する通学路整備につきましては、平成29年度の交付分として実施した市道43062号線外道路改良事業（都賀家中）、市道1033号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）、市道1061号線歩道整備事業（大平新）、通学路安全施設整備事業に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金の産業や地域の活力と魅力を向上し成長させるための社会基盤整備につきましては、平成28年度から繰り越しして実施したスマートインターチェンジ整備事業に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の防災・安全交付金の既存施設の計画的な維持管理による、安全・安心な道路環境の確保につきましては、平成29年度の交付分として実施した市道2042号線（永宮橋）橋りょう整備事業（栃木野中町）、橋りょう長寿命化修繕事業に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金の快適な社会基盤整備につきましては、平成29年度の交付分として実施した今泉川線道路整備事業（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）、市道1066号線道路改良事業（藤岡富吉1区）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の地域連携道路事業費補助金につきましては、平成29年度の交付分として実施したスマートインターチェンジ整備事業に対する補助率10分の5.5の補助金であります。

次に、2節についてご説明いたします。備考欄1行目の防災・安全交付金の公園施設長寿命化計画策定事業につきましては、公園施設の計画的な更新を進めるための長寿命化計画策定にかかわる委託費に対する補助率10分の5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金の新大平下駅前地区につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業に伴う物件調査算定業務委託料、都市計画道路や区画道路の工事費及び物件移転等補償金などに対する補助率10分の5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金のとちぎ蔵の街周辺地区につきましては、地方都市リノベーション事業の実施に伴うくらのまち保育園と市道の整備工事費、旧本庁舎解体工事費及び（仮称）地域交流センター整備工事にかかわる実施設計費に対する補助率10分の5の交付金であります。

次に、3節についてご説明いたします。備考欄1行目の社会資本整備総合交付金の市営住宅リフレッシュ事業につきましては、城内南第2市営住宅2号棟の外壁改修工事及び本町市営住宅及び平井市営住宅の屋上防水改修工事に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金の定住希望者住宅新築補助事業につきましては、まちなか定住促進住宅新築等補助377件及び多世代家族住宅新築等補助74件に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金の市営住宅耐震診断事業につきましては、城内南第2市営住宅1号棟の耐震診断業務委託料に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金の空き家対策総合支援事業補助金（活用事業タイプ）につきましては、宿泊体験施設改修工事实施設計業務委託料及び空き家のリフォーム補助34件に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金の空き家対策総合支援事業補助金（除却事業タイプ）につきましては、111件の空き家解体費に対する2分の1の補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金の地域住宅計画に基づく事業につきましては、公営住宅等長寿命化計画の策定業務委託料に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の社会資本整備総合交付金の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業につきましては、入居件数60件、延べ入居者数584名分の家賃補助に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、17件の結婚新生活補助に対する補助率4分の3の補助金であります。

次のページをお開きください。次の先駆的空き家対策モデル事業費補助金につきましては、自治会と連携した空き家の早期発見活用事業に対する補助率10分の10の補助金であります。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、民間木造住宅の耐震建て替え費に対する補助率2分の1の交付金であります。

次の防災・安全交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業につきましては、民間木造住宅の耐震診断改修費等に対する補助率2分の1の交付金及びアスベスト対策にかかわる既存建築物の情報の電子データ化業務に対する補助率10分の10の交付金であります。

○委員長（青木一男君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 続きまして、118、119ページをお開きください。3項3目1節、備考欄の樋管操作委託金につきましては、渡良瀬遊水地周囲の11カ所分の樋管操作委託金であります。

少し飛びまして、126、127ページをお開きください。15款2項3目1節、備考欄一番下の合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助金であります。

次のページをお開きください。5目1節、備考欄の土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業地区内の都市計画道路大平町役場通りの整備にかかる補助基本額1億4,918万円に対する補助率20分の1以内の県補助金であります。

その下の2節、備考欄1行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、住宅新築資金等の償還事務に対する補助率4分の3の県補助金であります。

次の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費に対する補助率4分の1の県補助金であります。

次のページをお開きください。備考欄1行目の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費等に対する補助率4分の1の県補助金であります。

続きまして、136、137ページをお開きください。こちらは134ページから始まる16款1項1目1節土地建物貸付収入についてであり、備考欄一番下の公園自動販売機設置収入につきましては、永野川緑地公園及び栃木市総合運動公園等に設置されております自動販売機合計55台分の設置収入であります。

次のページをお開きください。1行目の2号渡良瀬緑地公園運動施設土地貸付収入につきましては、2号渡良瀬緑地公園の運動施設用地の土地貸付収入であります。

2行目の市営住宅自動販売機設置収入につきましては、城内南第2市営住宅に設置されております自動販売機1台分の設置収入であります。

続きまして、142、143ページをお開きください。2目1節、備考欄中段の栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金に対する預金利子であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましては、同和対策住宅新築資金等借入償還基金に対する預金利子であります。

続きまして、148、149ページをお開きください。17款1項7目1節、備考欄の公園費寄附金につきましては、皆川城址公園における利用向上のための寄附金であります。

少し飛びまして、162、163ページをお開きください。20款3項6目1節、備考欄1行目の宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、同和対策事業として昭和50年度から行われた貸付金元利収入であります。

次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、次の住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分、次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分につきましては、いずれも平成28年度以前の住宅新築資金貸付金等の元利収入であります。

170、171ページをお開きください。こちらは164ページから始まります5項4目2節雑入についてでありまして、備考欄の上から7事業目の都賀西方スマートインターチェンジ整備事業負担金等（道路河川整備課）につきましては、東日本高速道路株式会社と締結いたしました用地事務の委託に関する協定に基づく用地事務の施行に要する事務費及び用地測量業務委託料の東日本高速道路株式会社の負担分であります。

次の道路賠償責任保険等（道路河川維持課）につきましては、道路賠償責任保険の賠償保険金及び落雷により故障した道路河川維持課車庫の空調機修繕に対する建物総合損害共済災害共済金であります。

次の電気料分担金等（公園緑地課）につきましては、栃木市総合運動公園内に設置されておりますGPS観測システム機器の電気料分担金及びつがの里ふるさとセンターの公衆電話の使用料であります。

次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画総括図及び白図548枚の販売収入等であります。

次の片柳市営住宅解体補償費等（住宅課）につきましては、旧片柳市営住宅の解体補償費及び県営大宮住宅、県営城内南第2住宅の敷地賃借料に係る県からの転貸料であります。

以上で一般会計の歳入の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（青木一男君） 以上で歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時10分）

---

○委員長（青木一男君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

---

#### ◎認定第7号の上程、説明

○委員長（青木一男君） 日程第2、認定第7号 平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の

説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

坂田下水道建設課長。

○参事兼下水道建設課長（坂田知司君） それでは、平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

決算書の578、579ページをお開きください。下水道特別会計の歳出からご説明いたします。まず、1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしていました職員29名分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金のソフトウェア使用料が主なものであります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の一括納付676件分の報奨金であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料などに係る消費税の納付額であります。

次の公営企業会計移行事業費につきましては、栃木市下水道事業が公営企業会計に円滑に移行するための会計システム構築、例規整備等の業務委託料であります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、下水道の普及に伴う河川水等の水質向上の状況を把握するための水質調査や特定事業所の排水の水質調査をする業務委託料、下水道使用料算定のための井戸水用量水器交換工事が主なものであります。

次の経営戦略策定事業費につきましては、策定のための研修会参加や先進地視察のための旅費が主なものであります。

続きまして、580、581ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の公共下水道施設管理費につきましては、72カ所のマンホールポンプの電気料、保守点検業務委託料、公共下水道の流量水質調査やマンホールぶた舗装、管渠等の修繕が主なものであります。

続きまして、582、583ページをお開きください。3款1項1目、備考欄1行目の流域下水道維持管理負担金と、次の流域下水道建設負担金につきましては、巴波川浄化センター及び大岩藤浄化センター並びに栃木県下水道資源化工場などで行っております下水処理費のうち、本市が負担する県への法定負担金であります。

続きまして、584、585ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、これまでに下水道事業のために借入れをいたしました市債491件分の償還元金であります。

次に、2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまでに借り入れしました市債518件分の償還利子であります。

続きまして、586、587ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、充当はございませんでした。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、564、565ページをお開きください。次に、歳入についてご説明いたします。まず、1款1項1目1節、備考欄の下水道受益者負担金につきましては、受益者負担金2,448件分の収入であります。

次に、2目1節、備考欄の事業費負担金につきましては、舗装復旧工事に伴う工事負担金が主なものであります。

続きまして、566、567ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の下水道使用料につきましては、下水道使用料16万3,365件分の収入であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、市有地に設置されております東京電力と栃木ケーブルテレビの電柱、支柱等の土地使用料の収入であります。

次に、2項1目1節、備考欄の排水設備計画確認手数料につきましては、排水設備の接続に伴う計画確認手数料913件分の収入であります。

次の排水設備検査手数料につきましては、排水設備の接続に伴う検査手数料861件分の収入であります。

次の受益者負担金督促手数料につきましては、督促手数料648件分の収入であります。

次の排水設備指定工事店登録手数料につきましては、排水設備指定工事店の5年置きに更新並びに新規の登録手数料37件分の収入であります。

続きまして、568、569ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の社会資本整備総合交付金及び汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業費に対する補助率2分の1の国庫交付金の収入であります。

続きまして、570、571ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、572、573ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金であります。

続きまして、574、575ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、下水道特別会計における預金利子であります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道計画区域外で下水道に接続をいたしました37件分の下水道受益者負担金相当額の収入であります。

次の移設補償費等につきましては、県の事業に伴う公共ます移設等の工事補償金であります。

続きまして、576、577ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄の公共下水道建設事業債につきましては、公共下水道建設事業費に対する起債であります。

次に、2目1節、備考欄の流域下水道建設事業債につきましては、流域下水道建設事業費の本市負担金に対する起債であります。

次に、3目1節、備考欄の公営企業会計適用債（公共）につきましては、本市において公営企業会計に移行業務委託する起債であります。

次の公営企業会計適用債（流域）につきましては、県流域下水道の公営企業会計移行事業に対する本市負担分の起債であります。

以上で平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎認定第8号の上程、説明

○委員長（青木一男君） 次に、日程第3、認定第8号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

坂田課長。

○参事兼下水道建設課長（坂田知司君） それでは、引き続きまして平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の604、605ページをお開きください。農業集落排水特別会計の歳出からご説明いたします。まず、1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員2名分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の農業集落排水事務費につきましては、農業集落排水処理施設の建物損害共済保険料が主なものであります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水施設使用料等にかかわる消費税の納付額であります。

次の農業集落排水普及対策事業費につきましては、水洗便所改造資金融資あっせん補助金であります。

続きまして、606、607ページをお開きください。2款1項1目、備考欄1行目の4款1項1目予備費から充用につきまして、施設管理費の維持管理費に充当したものでございます。

次の施設管理費につきましては、市内にあります農業集落排水処理施設6カ所の維持管理、保守

点検、保安管理などの施設管理業務委託料並びに施設の機器修繕工事、光熱水費が主なものであります。

続きまして、608、609ページをお開きください。3款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、農業集落排水事業のために借り入れた市債68件分の償還元金であります。

次の2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまでに借り入れた市債68件分の償還利子であります。

続きまして、610、611ページをお開きください。4款1項1目予備費につきましては、2款1項1目施設管理費に充用したものであります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（青木一男君） 出井企業経営課長。

○企業経営課長（出井 均君） 次に、歳入についてご説明いたします。

594、595ページをお開きください。まず、1款1項1目1節、備考欄の農業集落排水事業費分担金につきましては、27件分の事業費分担金であります。

続きまして、596、597ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の農業集落排水施設使用料につきましては、8,470件分の使用料であります。

次の農業集落排水施設土地使用料につきましては、西方地域に設置してありますケーブルテレビ用支柱の土地使用料及び大平地域にある東電の電柱の土地使用料であります。

次に、2項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水申請手数料から一番下の本郷金井地区農業集落排水申請手数料につきましては、各地区の排水設備の接続に伴う計画確認及び検査手数料であります。

続きまして、598、599ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、600、601ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金であります。

続きまして、602、603ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本会計における普通預金利子であります。

次に、2項1目1節、備考欄の雑入につきましては、県道拡張工事に伴う県からの物件移転補償料であります。

以上で平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

○委員長（青木一男君） 次に、日程第4、認定第10号 平成29年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

出井課長。

○企業経営課長（出井 均君） それでは、平成29年度栃木市水道事業会計決算についてご説明いたします。

別冊になっております平成29年度栃木市水道事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。決算の期間につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。

初めに、決算附属書類の水道事業報告書からご説明いたします。10ページをお開き願います。10ページから12ページにつきましては水道事業の概況について、13ページから21ページにつきましては建設改良工事の概況について記載をしております。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。3の業務であります。（1）の業務量についてですが、平成29年度末の給水人口につきましては14万6,967人で、前年度と比較いたしますと309人、率にして0.2%の増となっております。

次に、給水戸数につきましては5万8,938戸で、前年度と比較いたしますと1,077戸、率にして1.9%の増となっております。

次に、下から3行目の年間配水量につきましては2,198万6,401立方メートルで、前年度比較では80万6,869立方メートルの増、一番下の行の年間有収水量につきましては1,628万201立方メートルで、前年度比較では8万6,811立方メートルの増となっております。また、ここに記載はございませんが、有収率につきましては74.0%で、前年度と比較して2.5ポイントの減となっております。

次に、23ページ、（2）事業収入に関する事項、（3）事業費に関する事項につきましては、事業収入及び事業費の実績について前年度の数値と比較をしたものであります。

次に、24ページから26ページ、4の会計につきましては、1件1,000万円以上の建設改良工事や業務委託料などの契約内容、企業債及び一時借入金について、次の27ページ、5のその他につきましては他会計負担金収入等の用途について、それぞれご報告をするものであります。

続きまして、決算書類についてご説明をいたします。恐れ入りますが、1ページ、2ページへお戻りください。決算報告書です。まず、上の表、収益的収入及び支出の収入です。第1款水道事業収益につきましては、決算額が28億3,103万4,444円で、執行率は101.0%です。

水道事業収益の主なものといたしましては、第1項の営業収益の水道料金であります。

次に、下の表の支出です。第1款水道事業費用につきましては、決算額が23億3,533万7,426円で、執行率は91.3%となっております。

水道事業費用の主なものといたしましては、第1項の営業費用では浄水場の維持管理費及び減価償却費、第2項の営業外費用では企業債の支払利息となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。上の表、資本的収入及び支出の収入です。第1款資本的収入につきましては、決算額が3億9,660万6,284円で、執行率は98.2%です。資本的収入の主なものといたしましては、第1項企業債では企業債の新規借り入れ、第3項補助金では簡易水道等施設整備費国庫補助金、第4項負担金では消火水量に伴う増径工事負担金などがあります。

次に、下の表の支出です。第1款資本的支出につきましては、決算額が17億1,633万4,822円、執行率が93.5%となっております。資本的支出の主なものといたしましては、第1項建設改良費では寺尾地区簡易水道事業費、水道設備更新事業費、老朽管更新事業費などの工事請負費及び第2項の企業債償還金であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、3ページの表の下に記載してありますが、13億1,972万8,538円でありまして、内部留保資金や減債積立金などで補填をいたしております。

続きまして、5ページをお開きください。損益計算書ですが、これは1年間の経営成績を明らかにするために税抜きにより全ての収益と費用を記載したものであります。下から4行目、収益から費用を差し引きました当年度純利益につきましては4億3,760万7,153円で、黒字決算となっております。この当年度純利益に下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額5億円を含めました一番下の行の当年度未処分利益剰余金は9億3,760万7,153円となっております。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。貸借対照表であります。これは財務状況を明らかにするもので、全ての資産、負債、資本を総括的に示したものであります。まず7ページ、資産の部です。一番右側の金額になりますが、1の固定資産の合計229億2,994万5,194円と2の流動資産の合計41億9,822万9,566円を合わせました一番下の行の資産合計は271億2,817万4,760円です。

次に、8ページ、負債の部です。同じく一番右側の金額になりますが、3の固定負債から5の繰延収益までを合わせました負債の合計は135億7,364万6,651円です。

次に、資本の部ですが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本の合計は135億5,452万8,109円です。

この負債合計と資本合計を合わせました一番下の行の負債資本合計につきましては、先ほどの資産合計と同額の271億2,817万4,760円となっております。

次に、9ページをお開き願います。上の表の剰余金計算書ですが、こちらはただいまご説明をいたしました貸借対照表の資本の部の平成29年度中の増減変動を記載したものであります。

次に、下の表、剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金の処分について議会の議決をいただいて行うものでありますので、後日議案書にてご説明をさせていただきます。

続きまして、財務諸表附属書類についてご説明をいたします。恐れ入りますが、29ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書ですが、これは1年間の資金の増減を示したものであります。1の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、合計額が、中ほどの数字になります。

が、12億748万3,744円のプラスとなっております、事業活動が順調に行われたことを示しております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、浄水場施設の更新や水道管の布設など必要な投資を行ったことによりまして、合計額がマイナスの13億9,392万7,298円となっております。

次に、3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、起債等による資金調達を抑え、企業債の償還に努めましたことから、マイナスの5億5,491万2,218円となっております。

これらによりまして、一番下の行の平成29年度の資金期末残高は37億7,519万7,291円となりまして、その上の資金期首残高と比較いたしますと、さらにその上の行にあります資金増減額は7億4,135万5,772円の減額となっております。

続きまして、30ページから35ページの収益費用明細書につきましては、先ほど5ページでご説明いたしました損益計算書の内訳の説明書として、収益と費用に区分した明細書であります。

続きまして、36、37ページをお開きください。こちらは固定資産明細書ですが、さきに7ページでご説明をいたしました貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳の説明書でありまして、資産の種類ごとに年度内の増減を記載したものであります。

次に、38ページから53ページにかけましては、企業債の借り入れ状況を明細書として記載しております。

恐れ入りますが、52、53ページをお開き願います。企業債につきましては、平成29年度新たに215と216の2件、合計で1億4,300万円を借り入れいたしましたので、平成29年度末の未償還残高は、一番下の行の中ほどになりますが、81億2,770万9,903円となっております。この未償還起債残高を前年度と比較いたしますと5億5,491万2,218円、率にして6.4%の減となっております。

以上で栃木市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願います。

○委員長（青木一男君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては9月19日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（青木一男君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 2時58分）